

所管部課		総務部 職員課		部長		矢吹 勇一	
件 名		東大和市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を 改正する条例について		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係 事項	条例 規則						
	部課 機関						
1. 要 旨 (1) 改正理由 東京都人事委員会勧告を踏まえ、公民較差を是正するための給与改定を実施するため、条例の一部を改正するものである。 (2) 主な改正内容 ① 特定任期付職員の給料表の改定 特定任期付職員の例月給について、令和6年東京都人事委員会勧告による東京都の給与改定を踏まえ、東京都の給与改定と同様に、給料表の引上げ改定を行う。 ② 期末手当の支給月数の改定及び勤勉手当の支給 特定任期付職員の期末手当の支給月数を1.75か月から0.8か月に引き下げ、勤勉手当を支給することから、勤勉手当の支給月数を1.125か月とし、年間の支給月数を3.5か月から3.85か月に引き上げる。 (3) 施行日 公布の日から施行する。 ただし、期末手当及び勤勉手当については、令和7年4月1日から施行する。 (4) 影響及び効果 東京都人事委員会勧告を踏まえた改定であるため、適正な給与支給をすることが可能となる。							
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 総務課審査済み。							
3. 留意事項（問題点等）							
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、速やかに条例改正の手続を進めることとし、上記の条例を改正する議案を令和6年第4回市議会定例会に提出したい。							
5. 審議結果							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。